

網走市の 人事・給与 などの公表

網走市職員の給与や職員数、勤務条件、服務の状況などを「網走市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、公表します。

これは、市の人事行政の運営状況などを公表し、その公平性と透明性を高めることを目的として、毎年行っているものです。

1. 職員の採用・退職と職員数

職員数は、平成31年4月1日現在、344人でしたが、令和2年4月1日現在では350人となり、6人の増となっています。

(1) 職員の採用状況

(31年度)

職種	人数
一般事務・技術職等	14人
計	14人

(2) 退職者の状況

(31年度)

事由	人数
定年・勸奨	9人
自己都合	4人
計	13人

(3) 部門別職員数

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年 増減数	類似団体 (31年)	
	平成31年	令和2年			
一般行政	議会	5	5	0	5
	総務	61	63	2	82
	税務	17	17	0	21
	民生	45	44	▲1	71
	衛生	25	28	3	34
	労働	2	2	0	1
	農林水産	25	26	1	30
	商工	18	17	▲1	13
	土木	39	42	3	32
教育	63	62	▲1	49	
小計	300	306	6	338	
公営企業等 会計	水道	14	14	0	
	下水道	8	8	0	
	その他	22	22	0	
合計	344	350	6		

※特別職及び短時間勤務再任用職員を除く職員数です。

※類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している団体の職員数の人口1万人当たりの数値を算出し、指標としたものです。

職員に支給される給料や主な手当の概要は、(1)から(10)のとおりです。また、(6)から(9)の職員手当には、民間事業所のポナナスに相当する期末勤勉手当(支給割合は、年間4.5月分)や、扶養手当、通勤手当、時間外手当などがあります。

(1) 人件費

(31年度普通会計決算)

住民基本 台帳人口 R2.3.31	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度 人件費率
人	万円	万円	万円	%	%
34,588	2,293,571	13,793	248,249	108	108

(4) 級別職員数

(令和2年4月1日現在)

区分	標準的な職務	職員数	構成比
1級	係員	70人	20.0%
2級		57人	16.3%
3級	主任	56人	16.0%
4級	係長、主査	106人	30.3%
5級	課長、参事	45人	12.9%
6級	部次長、 会計管理者	4人	1.1%
7級	部長	12人	3.4%

※網走市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(5) 年齢別職員構成

(各年4月1日現在)

年齢	平成31年	令和2年
20歳未満	11	8
20～23	26	32
24～27	31	32
28～31	21	30
32～35	34	31
36～39	29	27
40～43	30	27
44～47	62	56
48～51	39	49
52～55	30	29
56～59	29	27
60歳以上	2	2
計	344人	350人

2. 職員の給与

(7) 退職手当

(令和2年4月1日現在)

勤続年数	自己都合の支給率	定年・勸奨の支給率
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職2~20%加算	

(2) 職員給与費

(31年度決算)

職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
	A	給 料	職員手当	期末勤勉手当	
人	万円	万円	万円	万円	万円
344	125,528	23,558	48,504	197,590	574

※職員手当には退職手当を含みません。

※職員数は、平成31年4月1日現在の人数です。

(8) 特殊勤務手当

(令和2年4月1日現在)

職員全体に占める 手当支給職員の割合	9.0%(31年度実績)
手当の種類(手当数)	16種類
主な手当支給対象	除雪、排雪作業に従事する職員(1~3月)
	家庭等を訪問し、福祉に関する相談業務をした職員

(3) 職員の平均年齢など

一般行政職	
平均年齢(2年4月現在)	39.3歳
平均給料(2年4月現在)	300,100円
平均給与(2年4月現在)	334,890円
国の平均年齢(31年4月現在)	43.4歳
国の平均給料(31年4月現在)	329,433円
国の平均給与(31年4月現在)	411,123円

※給料に職員手当(期末勤勉手当・退職手当を除く)などを加えたものが給与となります。

(9) その他手当

(31年度決算)

手当名	支給内訳及び支給単価	1人当たり 年間平均額
時間外手当	時間単価に一定の率(1.25~1.75)を乗じた額	209,839円
扶養手当	配偶者	6,500円
	22歳までの子	10,000円
	扶養親族	6,500円
	16歳から22歳までの子の加算額	5,000円
住居手当	借家(家賃額5,000円を超える職員)	~28,000円
通勤手当 (2km以上)	交通機関(バス等)利用の場合	~50,000円
	交通用具(自動車等)利用の場合	3,000円~21,900円
	(駐車場を借り上げしている者の加算額)	1,000円
管理職手当	部長職	51,200円
	次長職	41,200円
	課長職	39,200円
寒冷地手当 (11月~3月)	扶養親族がいる場合	23,360円/月
	扶養親族がいない場合	13,060円/月
	その他	8,800円/月

(4) ラスパイレス指数

31年	97.0
30年	97.4
29年	97.8
28年	97.6

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の給与水準を単純平均したものです。

(5) 初任給 (31年度)

区 分	初 任 給
大学卒	182,200円
高校卒	150,600円

(6) 期末・勤勉手当

年間平均額 (31年度)	141万円
期末手当	2.60月分
勤勉手当	1.90月分
加算措置の状況	2.5%~5%

(10) 特別職の給料など

(令和2年4月1日現在)

区分	給料月額(議員は報酬月額)		期末手当 (31年度支給割合)	退職手当	
		※ 減額後給料月額		(算定方式)	(支給時期)
特別職	市長	950,000円	4.50月分 役職加算 5%	給料月額×在職年数×4.30	任期ごと
	副市長	760,000円		給料月額×在職年数×3.59	任期ごと
	教育長	665,000円		給料月額×在職年数×2.74	任期ごと
市議	議長	471,000円	4.50月分 役職加算 10%		
	副議長	415,000円			
	議員	380,000円			

※ 減額措置の期間は次のとおりです。(※1)令和2年5月 (※2)令和2年6月から令和3年3月まで (※3)令和2年5月から令和3年3月まで

3. 職員の勤務時間など

職員の勤務時間は、午前8時45分から午後5時30分の間で、休憩時間を除いた1日7時間45分です。

休日は、原則として土・日曜日、祝日・振替休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）です。

休暇は、原則として年間20日の年次有給休暇が与えられるほか、必要最低限の期間、療養のために与えられる病気休暇や、結婚、引、産前産後、ドナー、ボランティアなどのために与えられる特別休暇があります。

年次有給休暇の取得状況

(31年度)

対象職員数	付与日数	取得日数	平均取得日数
342人	13,176日	3,160.8日	9.2日

※職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

4. 職員の処分など

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。

分限処分は、公務能力を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の理由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

処分の状況 (31年度)

区分	処分者数	
分限処分	免職	0人
	休職	1人
	降任	0人
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	2人

5. 職員の研修

職員に対する研修は、職務の遂行に必要な知識、技能及び教養の向上と公務員意識の養成を図るため、職種や勤務年数、役職等に応じて体系的に実施しています。

平成31年度の研修実施状況は、基礎研修85人、特別研修142人、教養研修14人、派遣研修27人の合計268人となっています。

6. 福利及び災害補償

(1) 共済制度

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において負担する財源により、長期給付事業（年金）、短期給付事業（医療関係）、福祉事業（健康事業等）を行っています。

(2) 厚生制度

職員の厚生制度として地方公務員法第42条に基づき、網走市職員厚生会を設置し、職員の元氣回復、その他厚生に関する事業を行っています。

この互助会は、職員の会費で運営されています。

(3) 公務災害補償

公務上及び通勤途中の災害によって負傷等または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

平成31年度は、傷病1件の補償が行われました。

7. その他

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対し申し立てをすることができず。

平成31年度に、勤務条件・不利益処分に関する措置の要求はありませんでした。